

9月10日は屋外広告物の日

ご存知ですか？ 屋外広告物のルール

街に活気をもたらす屋外広告物。しかし、危険な設置、迷惑な設置、景観を害する設置なども見られます。みんなが快適に過ごせる街にするため、ルールを守りましょう。



屋外広告物とは

屋外広告物は、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」です。個人や法人の名称、商品名などの「文字」から、標識やシンボルマークなどの「記号」、その内容が営利を目的としないものも含まれます。

なぜルールが必要なの

屋外広告物は、身近な情報源として大きな役割を果たすとともに、まちにぎわいをもたらしてくれれます。しかし、無秩序に出されるとまちの美観を損なうことや、思わぬ事故を招く恐れがあります。そこで、岐阜県は広告物が適正に掲示されるよう、屋外広告物条例を定めています。

基本ルールその1

許可申請の手続きが必要

屋外広告物を設置する場合は許可申請の手続きが必要です。例えば、「の

ぼり旗」や「立て看板」など、設置が容易な屋外広告物にも許可申請が必要です。ただし、自己の店舗などの敷地内に表示する場合で、表示面積の合計（複数あるときは全ての合計）が10㎡以下であれば必要ありません。

基本ルールその2

表示面積や高さの制限

屋外広告物の種類や設置する場所によって、表示面積や高さの制限があります。設置する前に、必ず基準を確認してください。

基本ルールその3

岐阜県知事の登録が必要

屋外広告業を営むには専門的な知識や経験が必要で、知事の登録を受けなければいけません。設置を依頼する場合は、岐阜県登録業者に依頼してください。

基本ルールその4

違反屋外広告物は撤去

電柱の「はり紙」や街路樹の「のぼり旗」などは、条例に違反するものです。市は定期的に巡回して違反屋外広告物を撤去しています。また、市民による協力団体も活動しています。違反屋外広告物を発見した場合は、都市計画課までご連絡ください。

問合先 都市計画課